

京都市告示第124号

京都市長門川大作が、ALTM（アジア・ラグジュアリー・トラベル・マーケット）の京都への誘致活動等のため、中華人民共和国を訪問する平成22年6月15日から同月16日までの間、地方自治法第152条第1項及び市長代理順序規則の規定により、京都市副市長星川茂一が京都市長の職務を代理します。

平成22年6月4日

京都市長 門川大作
(行財政局人事部人事課)